審　査　基　準　（公表用）

所属部（局）・課（室）　総務部・法務私学課（私立中高・専修学校支援室）

法　令　名	学校教育法	法令の番号	昭和２２年法律第２６号
許認可等の種類	私立各種学校の課程の設置認可	根拠条項	第１３４条

審査基準

私立各種学校が新たな課程を設置する場合の認可の取扱いについては、法令に定めるもののほか、この審査基準の定めるところによる。

新たな課程の設置について
　各種学校が新たな課程を設置する場合は、私立各種学校の設置認可４から 10 を準用する。

受付機関	法務私学課	処理機関	法務私学課	交付機関	法務私学課	標準処理期間　９０　日 標準経由期間　　日		整理番号	１６～１